

お客様各位

## 労働安全衛生法の改正、GHS 分類見直しに伴う SDS の改訂について

株式会社神戸製鋼所  
溶接事業部門  
マーケティングセンター

拝啓

初春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法(以下、安衛法)の改正による SDS の変更に関し、報告させていただきます。

何卒、ご理解賜ります様、ご依頼申し上げます。

今後とも、神鋼溶接材料ならびに溶接ロボットのご愛顧賜ります様、ご依頼申し上げます。

敬具

—記—

### 1. 変更対象銘柄

- ・全て

### 2. 変更理由

- ・2024 年 4 月 1 日施行の安衛法改正による更新：主な変化点概要は以下の通りです。
  - ① 安衛法第 57 条の 2 の通知対象物質に、今般新たに通知対象物質となった物質（酸化マグネシウム等）を追加します(含有製品のみ)。
  - ② 15 項にがん原生物質、濃度基準設定物質、皮膚等障害化学物質を明記します。
  - ③ 安衛法第 57 条の 2 の通知対象物質の表、および化管法第 1 種指定化学物質の表に関し、不要となる政令番号を削除します。

- ・『政府による GHS 分類』の再分類による更新：

政府による GHS 分類において、至近再分類された一部の化学物質を含有する製品に関し、各製品の GHS 分類を見直します。そのため、製品に GHS ラベル要素や危険有害性情報を表示するボンドフラックス製品の一部の製品に関し、製品表示が変更になります。

### 3. 実施時期

- ・弊社ホームページ掲載の SDS は 2024 年 2 月 1 日に切り替えを致します。
- ・一部のボンドフラックス製品に関し、2024 年 2 月 1 日より製品表示を変更します。

ご質問等ございましたら、弊社営業担当までお問い合わせの程よろしくお願い致します。

以上